

千葉刑務所に対して最大限の熱中症対策を求める申入れ

2019年8月8日

千葉県弁護士会 会長 小見山 大

2018年7月、日本各地の刑事収容施設の被収容者に重症熱中症が続発し、死亡者も生じた事態を踏まえ、当会は、同年9月、貴所に対し最大限の熱中症対策を求める会長声明を発したところである。しかしながら、現在においても、被収容者の健康保持のための対応が不十分であるため、以下のとおり、改めて申入れを行う。

貴所において、一部の収容棟の屋上に散水装置を設置する他、受刑者の健康状態の観察を行い、症状の訴えのある場合に経口補水液の摂取をさせる等一定の対応を行っていることは承知している。しかしながら、本年度は全国的に梅雨明けが遅れる傾向があったとはいえ、千葉市においては7月24日以来、連日最高気温が30度を超える日（真夏日）が続き、今後も平年並みか平年よりも気温の高い状況で天候が推移すると予想されており、昨年に勝るとも劣らない酷暑が見込まれる。このような気象状況の下では、貴所における現状の対応のみでは被収容者の健康を著しく害する熱中症の発症を防止できないことが強く懸念される。

当会は2018年（平成30年）2月に千葉刑務所所長に対して、各居室に冷暖房設備を設置するなど適切な処遇環境を整備するよう求める勧告を発したが、現在においても各居室に冷暖房設備を設置したとの報告はなく、被収容者は今なお熱中症に罹患して、健康を著しく害する現実的な危険にさらされている状況にある。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条は、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるべきことを明記する。法令により身体を拘束された者は、自ら生命身体の安全を確保するための行動をとることが制限されているのだから、それらの措置は貴所の責任において確実に実行されなければならない。

以上を踏まえ、当会は、貴所に対し、昨年に引き続き、改めて、早急に最大限の熱中症対策を講じ、被収容者が人として耐え難い身体的苦痛と生命の危険にさらされている状況を解消するよう求める。

具体的には、全居室の室温計測を含む緊急の実態把握、被収容者の十分な水分・栄養・休息・衛生の確保、救護体制の整備など、酷暑対策として直ちに実施し得る最大限の方策を尽くすとともに、なるべく早い時期に各居室へ冷暖房設備を設置することを求める。

以上